

公益社団法人日本農芸化学会中四国支部 学生会員例会参加補助金 実施規程

(目的)

第1条

この規程は、公益社団法人日本農芸化学会中四国支部（以下、中四国支部）の奨励賞（学生部門）を受賞した中四国支部に所属する大学院生が、受賞年度の支部例会において発表を行うための支援を目的として、補助金支給に関する事項を定める。

(応募資格)

第2条

この補助金への応募資格は、中四国支部奨励賞（学生部門）を受賞した大学院生に限る。

(補助金の支払い)

第3条

中四国支部事務局が、1月開催の支部例会での発表を確認した後、日本農芸化学会事務局会計より受給者指定口座に振り込むものとする。

(補助金額)

第4条

補助金額は、各所属大学、機関から例会会場までの旅費、宿泊費（1泊を限度とする）とする。補助金を受けた者はそれらの領収書一式を中四国支部事務局に提出する義務を負う。

(重複取得の禁止)

第5条

この規程において得られる補助は、同様の旅費を支援する他の補助・助成や所属施設の出張費等と重複取得することはできない。

(補助の実施と取り消し)

第6条

補助金については、日本農芸化学会への入会、発表の事実がない場合や、代理者によって発表された場合には、その補助は取り消されるものとする。

(規程の改正)

第7条

ここに定める規程については、適宜修正・追加ができるものとし、改正についてはその都度中四国支部幹事に諮り承認を得るものとする。

附則

この規程は、2017年12月1日から実施する。